

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋脚）
発生日時	令和3年7月3日 08時10分ごろ
発生場所	埼玉県戸田市笹目橋（荒川） 三園四等三角点から真方位043°790m付近 （概位 北緯35°48.0′ 東経139°38.9′）
事故の概要	競漕用ボート（船名なし）は、航行中、橋脚に衝突した。
事故調査の経過	令和3年7月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	競漕用ボート（船名なし）、総トン数なし（長さ16.07m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、立教大学
乗組員等に関する情報	漕手8人、舵手1人
負傷者	軽傷 1人（漕手A）
損傷	船体に破断、リガーに曲損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 北東、風力 2 水象：水位 約1.6m 本事故当時、戸田市には、大雨注意報が発表されていた。
事故の経過	<p>本艇は、競漕種目がエイトの競技ボートで、乗員9人が乗り、他の競技ボート（以下「同航艇」という。）及びコーチ等が乗船するモーターボート（以下「コーチ艇」という。）と共に、大学ボート部の活動として荒川で練習を行っていた。</p> <p>本艇は、右岸側を航行し、左岸側を航行する同航艇とほぼ並走する状態で笹目橋の上流側から下流に向けて航行中、同橋下を通過する際、同航艇の航行スペースを空ける目的で、ふだんよりも右岸側の橋脚（以下「本件橋脚」という。）寄りを航行したところ、水流により本件橋脚に押し流された。</p> <p>本艇は、舵手が左に舵を操作したものの舵効が得られず、舵手の指示により漕手がオールを水中に垂直に入れる艇止めを行い、続いてバウサイド（右舷側）の漕手のみが漕いで左転を試みたものの本件橋脚への圧流が続き、右舷前部が本件橋脚に衝突した。</p> <p>本艇は、本件橋脚に圧着される状態となり、上流側に傾いて浸水し、水の流れによって前部船底が破断して乗員が落水した。</p> <p>乗員9人は、それぞれ破断した本艇につかまって漂流し、漕手Aが本艇につかまった際に左肩を脱臼したものの、本艇の後方を追走していたコーチ艇に順次救助された。</p> <p>本事故当時、笹目橋付近は、前日からの雨の影響で水かさが増し、上流から下流へやや強めの水流があった。</p>

分析	本艇は、水かさが増して上流から下流へやや強めの水流がある状況下、並走する同航艇の航行スペースを空けようとふだんよりも本件橋脚寄りを航行したことから、水流により本件橋脚に圧流され、本件橋脚に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、水かさが増して上流から下流へやや強めの水流がある状況下、本艇が、並走する同航艇の航行スペースを空けようとふだんよりも本件橋脚寄りを航行したため、水流により本件橋脚に圧流され、本件橋脚に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶の操縦者は、橋梁下など狭い水域を通航する場合、他の船舶との並走を避けること。・ 競漕用ボートなど機関を搭載しない船舶は、河川において、水かさが増して水流が強い場合、航行を控えること。